



栃木県労働基準協会連合会

令和4年7月1日

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email : info@tochikiren.or.jp

<http://www.tochikiren.or.jp>

専務理事 堀澤俊孝

印刷 鈴木印刷株式会社

第60号

発行人

令和4年度定期総会を開催しました



松下 正直 連合会長



藤浪 竜哉 栃木労働局長



遠藤 光 労働基準部長



井口 恵貴 宇都宮署長

令和4年5月24日(火)午後2時から、宇都宮東武ホテルグランデにおいて、(一社)栃木県労働基準協会連合会の令和4年度定期総会を全会員出席のもとに開催いたしました。

総会冒頭、松下会長から「新型コロナへの対応も3年目となり、社会経済活動は感染防止対策を講じつつ徐々に本来の姿を取り戻しつつあり、当連合会の事業活動も徐々に正常化しつつある。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻とこれらによる世界経済への影響など、依然として困難な状況が続く中、当連合会と各地区協会の活動への協力に感謝すると共に、今後も新型コロナにより変化する労働環境への対応と連合会の4年度の主要事業への支援をお願いする。また、急増する労働災害の防止対策への協力や過重労働防止等働き方改革の推進、メンタルヘルス対策など労働行政の重点施策の周知・啓発に引き続き協力すると共に技能講習等の着実な事業運営に努め、県内の遵法水準、安全衛生水準の向上に貢献して参りたい。さらに全基連や中災防を起点とした労務・安衛管理情報を会員へ橋渡しすべくHPや会報の活用に努めるほか、法改正等による受講希望者の増加には、臨時講習の開催や出張技能講習の開催等、地区協会への支援強化により対応を図る。これが円滑な実施のため、行政の力強いご支援を引き続きお願いしたい。」と決意が述べられました。

総会議長は定款の規定に基づいて松下会長が就任し、議事録署名人に塩那協会長の原 厚氏と日光協会長の高松一弘氏を選出して議事に入りました。

議事では、「前年度の事業報告・収支決算報告」「新年度の事業計画案・収支予算案」のほか「公益目的支出計画実施完了確認書」及び「役員選出の件」が上程され、全ての議案が全会員一致で承認されました。

ご来賓として、藤浪竜哉栃木労働局長、遠藤 光労働基準部長、井口 恵貴宇都宮労働基準監督署長のご臨席を頂き、議事終了後、ご来賓を代表して藤浪局長からご祝辞を頂きました。

藤浪局長は、定期総会開催の祝意と日ごろの労働行政へ協力に感謝を述べられたあと、「栃木労働局の令和4年度の重点施策事項として「新たな日常」の下でテレワークの導入など柔軟な働き方がしやすい環境を整備すること、感染防止対策の推進や過重労働防止、安全で健康に働くことが出来る環境の整備など「コロナ禍」であっても安全で健康に働くことが出来る職場づくりを推進する、とりわけ、増加が続く労働災害については、6月1日から年度末までの間、緊急労働災害防止運動として「Aない声かけ運動！プラス」を実施するので、会員事業場への周知と協力をお願いする。」と、本年度の栃木労働局の重点施策を丁寧にご説明いただきました。

総会後に新理事・監事により開催した第2回理事会においては、役員人事案がいずれも事務局提案通り承認され、各地区労働基準協会長から推薦を受けた2年任期の各事業部員の選任も承認されました。

なお、副会長について栃木協会長に異動があり、新しく石田 修様が連合会副会長に就任され、専務理事が、藤田英二氏の退任により、事務局長の堀澤俊孝氏が後任に選出されました。

また、恒例となつておりました総会・理事会終了後のご来賓の皆様を交えての意見交換会は、残念ながらコロナ感染防止対策のため今年度も開催が見送られました。

副会長就任のご挨拶

(一社) 栃木労働基準協会長 石田 修



このたび、栃木労働基準協会長ならびに連合会副会長を仰せつかりました小松製作所小山工場の石田でございます。

新型コロナウィルス感染症の拡大は一部に鈍化の兆しが見えつつあるとはいえ、未だ収束に向けた見通しが立たない中、昨今の国際政治経済情勢の動向が国内企業の諸活動に確実に影響を及ぼしておりますが、少子高齢化・労働力人口の減少という社会的課題への労働分野の対応も喫緊の課題であります。

前任の作田同様、労働基準行政関係各位のご指導、ならびに会員企業各位のご協力を賜り、働き方改革はもとより、適正な労務管理の普及促進、労働災害の防止に向けて、協会ならびに連合会の運営を推進して参りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

((株) 小松製作所小山工場 総務部長)

中災防からのお知らせ①

「安全は急がず焦らず怠らず」

第95回全国安全週間

令和4年7月1日（金）から7月7日（木）

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、

林業・木材製造業労働災害防止協会

実施者：各事業場

労働災害の増加に歯止めかからず 労災防止に向け「Aない声かけ運動!プラス」実施に協力を! — 栃木労働局長より「緊急要請書」が交付されました —



(写真左から藤浪局長、藤田専務)



(労働局幹部と関係団体代表者)

栃木労働局（藤浪竜哉局長）より、令和4年5月19日（一社）栃木県労働基準協会連合会、建災防栃木県支部、陸災防栃木県支部、林材災防栃木県支部の県内災防主要4団体と、県経営者協会、連合栃木の計6団体の代表者に対し、急増が続く県内の労働災害にストップをかけるため、労働災害防止運動の実施に向けた緊急要請が行われました。

会議の冒頭、藤浪局長から「コロナ禍が続く今だからこそ、職場内で積極的に声を掛け合い、安全意識の高揚を図って頂きたい。」とあいさつがあり、その後、野澤健康安全課長、斎藤安全専門官の説明に続き、藤浪局長から各団体代表者に要請書が交付されました。

栃木労働局によりますと令和3年の県内の休業4日以上の労災死傷者数は4年連続で増加し2,312人と平成20年以来の2,000人の大台越えとなったことに加え、死亡者数も前年比10名増の19人と急増しました。

栃木労働局では本年も1月～4月の労災死傷者数が前年を上回るペースで推移するなど、労災の増加に歯止めがかかる状況となっています。

災害の内訳としては、転倒、無理な動作等の行動災害や50才代以降の高年齢者層の災害の増加が顕著となっています。

これら労働災害の増加の背景として、栃木労働局ではコロナ禍が長期化するなか、感染防止のために対面型の安全活動である安全協議会や安全教育、本社安全バトロールなどが長期に亘って自粛を余儀なくされる等による現場労働者の安全意識の低下等があるのではないかと分析しています。

このため栃木労働局では、6月1日～来年3月末まで、労災に繋がる「あわてる」「あせる」「あなどる」などの行為を防ぐ声かけに、各職場毎の対策を加えた労災防止運動「Aない声かけ運動！プラス」を実施することとし、今般上記の主要災害防止等団体長に緊急に協力要請が行われたものです。

当連合会では、要請事項を傘下の県内8基準協会長に移達し、本運動への協力を要請した他、今後各種会合、機関紙、HPでの周知、広報等による本運動の促進に向けた取り組みを年間を通して展開することとしています。

全国労働基準関係団体連合会からのお知らせ①

外国人在留支援センター

Foreign Residents Support Center (FRESC 略称：フレスク)

- 略称フレスクが誕生し、令和2年7月6日から稼働しています。
- フレスクは、国際交流の促進や労働力不足への対応等の観点から、外国人労働者の在留そのものを支援する、4省(法務省・厚生労働省・外務省・経済産業省)共管の公的機関です。
- 留学生の受け入れや就職の促進、高度外国人材の受け入れの促進、外国人本人や家族の人権擁護、外国人が関係する法律トラブルの相談、査証相談、外国人雇用に伴う労働相談など一か所でさまざまなサービスが受けられます。

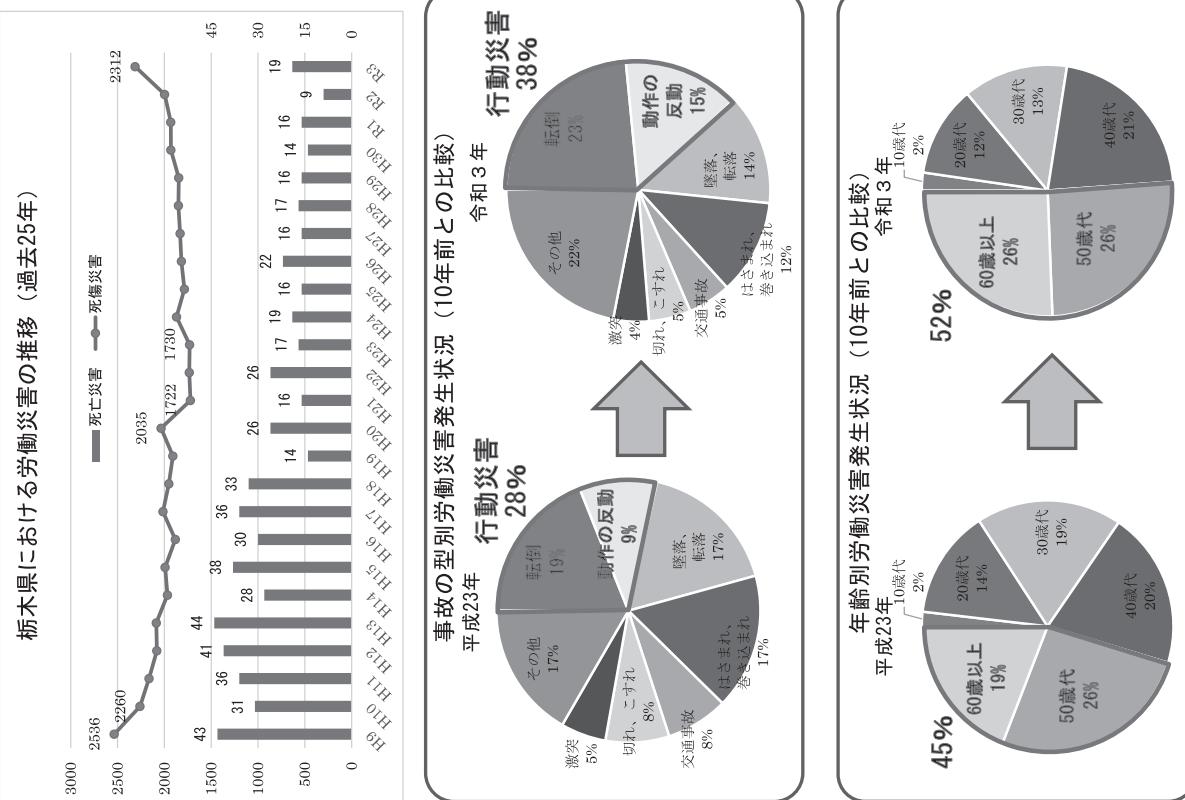
- 厚生労働省関係では、東京労働局外国人特別相談・支援室が設けられ、外国人雇用に関する労働相談に応じるほか、外国人雇用サービスセンターでは就職相談に応じています。
- なかでも、公益社団法人東京労働基準協会連合会が厚生労働省から受託した「外国人安全衛生管理支援事業」の「安全衛生班」として、外国人労働者を雇用する上での安全衛生管理の相談への対応、安全衛生の専門家が個別訪問しての、安全衛生診断・改善指導を、無料で行っています。

電話 0570-011000

「フレスク」→検索

栃木労働局からのお知らせ①（健康安全課）

【労働災害発生状況】



『Aない声かけ運動！プラス』実施要綱

1 謹言

栃木県における令和3年の休業4日以上の労働災害は2,312人（前年より315人、15.8%増）と急増し、4年連続で増加しました。労働災害は平成21年の1,722人を底に下げ止まり（2,260人）の水準となりました。

労働災害が続いている要因として、転倒や動作の反動（腰痛等）といった、行動に起因する災害（以下「行動災害」という）。の増加や高齢労働者の災害の増加が考えられます。また、墜落・転落やはさまれ・巻き込まれなどの在来型災害においても、機械や設備といった働く環境における危険を取り除く取組が進む一方で、安全の作業手順等を省略するなどの不安全行動に起因した災害も依然として発生しております。これも要因の一つといえます。このため、労働災害を減らすためには行動災害を減らしていく必要がありますが、行動災害の起因となる行動（以下「あぶない行動」という。）は、集中力を欠いた作業による間違った動作や手順をとつさに直そうと手を出すなどの“あわてる”動作、気持ちや時間に余裕がないなどによって生じる“あせる”気持ち、このくらいなら事故にならないだろうなどの安全ルールや労働災害を軽く考える“あなたどる”意識が原因といえます。そこで、栃木労働局においては、栃木県内で働く一人一人が安全意識をより一層高め、頭文字が「A（あ）」で始まる“あわてる”“あなたどる”“あせる”“あなたどる”をしない・させない、ための「Aない声かけ運動！」に、職場ごとの課題に応じた対策をプラスして効果的に取り組む『Aない声かけ運動！プラス』を実施することとしました。

2 実施期間

本期間　令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
(準備期間　令和4年5月9日から令和4年5月31日まで)

3 キャッチフレーズ

“あわてず あせらず あなたどらず”

4 実施項目

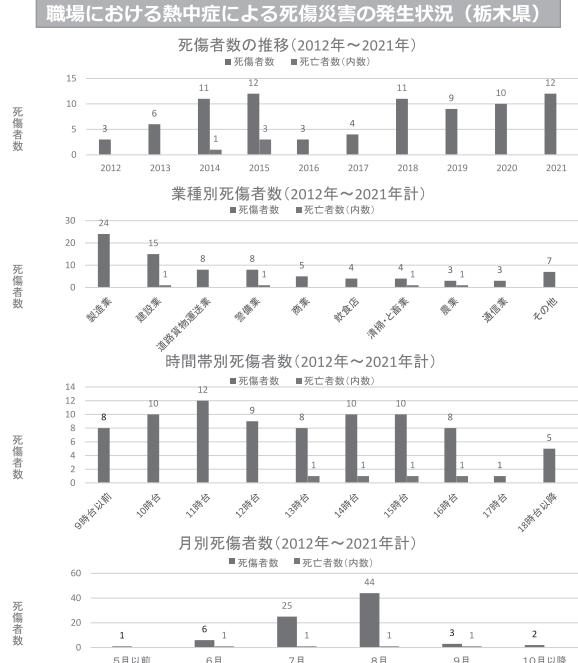
<準備期間中の実施事項>

- 本運動を積極的に実施する旨の方針を表明する。
- 事業場や職場などの単位で課題を決める。
- 「声掛け運動」に積極的に取り組むことができるよう必要な環境整備を行う。
- 働く一人一人が同僚等の安全を気遣うという意識で積極的に声をかけあう。
- 異場バトロール等の機会を活用して、「声かけ」の取組状況を確認して必要な助言指導を行う。作業員が声をかけあい、安全行動に取組んでいくことを確認したときには、「褒める」、「労をねぎらう」などの声かけを積極的に行う。
- 声かけのタイミング>
 - 作業が不慣れなため戸惑いながら作業を行っているとき
 - 作業手順を守らずに作業を見直しているとき
 - 一点に集中し、まわりを見直しているとき
 - 注意力が散漫になつているとき
 - 忙しさあまり、あわてて（焦つて）作業を行っているとき

栃木労働局からのお知らせ②（健康安全課）

STOP！熱中症

令和4年5月～9月
“熱中症予防のための7つのルール”を守りましょう！



（1） 栃木労働局・労働基準監督署

(2022.5)

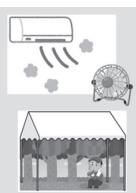
(1)

既に設置している冷房設備等については、事前に、その機能の点検を行いましょう。

- (4) サラに、簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討し、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保し、休憩中にも体温を下げる工夫をしましょう。

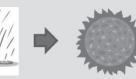
2 体を慣らすための熱への順化期間を設けること

- (1) 労働者が熱に慣れ、環境に適応しているか確認し、適応していない場合は、7日以上かけて徐々に、高温多湿の環境に身体を慣らし、作業時間を長くするようにしましょう。
- (2) 急激な気温の上昇や、4日以上の休み明けは、ベテランの労働者も「熱への慣れ」が低下し、身体への負担が大きくなります。作業内容や作業時間、休憩時間にも配慮しましょう。

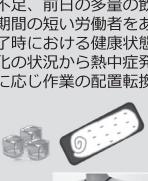


3 作業当日の「WBGT値」を把握した上で、作業開始前に労働者の健康状態及び暑熱順化状況を把握すること

- (1) WBGT値は、当日の気温や湿度だけでなく、直前の降雨の状況、暑熱な場所、通風の状況など作業環境の現場（職場）ごとに異なります。必ず、輻射熱も考慮した黒球付きのWBGT値を実測しましょう。
- (2) 作業当日の開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行い、暑熱順化期間の短い労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮しましょう。また、健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症発症リスクが高いと疑われる労働者については、必要に応じ作業の配置転換等を行いましょう。
- (3) その上で、事前にたてた作業計画をもとに、氷や冷たいおしごりの準備ほか、WBGT値が高いときは、単独作業を控え、WBGT値を下げる対策を講じましょう。



WBGT 値 20°C ⇒ 33°C



4 通気性のいい服を着用すること

- (1) 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用させましょう。
- (2) マスクを着用し顔の一部が隠れることで、熱中症の初期症状を見逃すことがあります。

特に、WBGT値が高いときは、作業中も、労働者の顔や状態から、心拍や体温その他の体調の異常がないかよく確認するため、こまめにお声かけをしましょう。



栃木労働局では、熱中症による死傷災害の発生状況をもとに、熱中症予防のために、特に、実施してもらいたいことを “熱中症予防のための7つのルール” として取りまとめました。積極的な取組をお願いします。

熱中症予防のための7つのルール

1 暑さに備えた事前の準備	暑さに備えて、事前の「WBGT指數計」の準備やWBGT値に応じた作業計画の策定、冷房設備やミストシャワーなどの設備対策、休憩場所の確保すること
2 热への順化期間の設定	体を慣らすための熱への順化期間を設けること
3 WBGT値、労働者の健康状態及び暑熱順化状況の把握	作業当日のWBGT値を把握した上で、作業開始前に労働者の健康状態及び暑熱順化状況を把握すること。
4 服装などの検討	通気性の良い服を着用すること
5 水分・塩分の一斉補給	のどの渇きにかかわらず、一斉に（始業前・休憩時間）、水分・塩分を補給すること
6 作業時間の短縮・こまめな休憩	暑さに慣れていないときやWBGT値が高いときは、こまめに休憩を取ること
7 緊急事態時の病院搬送	異変が生じたときは、個人任せや一人にしないで（特に7月）ためらわずに病院へ運ぶこと

【解説】

- 1 暑さに備えて、事前の「WBGT指數計」の準備やWBGT値に応じた作業計画の策定、冷房設備やミストシャワーなどの設備対策、休憩場所の確保すること

(1) 热中症は、屋外だけでなく、屋内でも発生しています。

(2) 梅雨明け後の本格的な夏が到来する前に、JIS規格「JIS B7922」に適合した「WBGT指數計」を事前に準備しましょう。

(3) その上で、「WBGT指數計」により測定したWBGT値に応じて（「身体作業強度等に応じたWBGT基準値」等参照）

①WBGT基準値を大幅に超えた場合の作業の中止ほか、

②作業の中断・③作業時間の短縮・④休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。



(2)

5 のどの渇きにかかわらず、一斉に（始業前・休憩時間）、水分・塩分を補給すること

- (1) のどの渇きは、加齢や病気、身体の塩分不足のほか、マスクで口が覆われることにより感じにくくなることがあります。また、水分等の補給できる設備を備えてあることと、労働者一人ひとりが水分・塩分を補給することとは別です。



- (2) のどの渇きほか、トイレに行きにくいことなどを理由として意図的に労働者が水分の摂取を控えることも考えられます。



- (3) そこで、のどの渇きなど自覚症状にかかわらず、始業前や休憩時間など定期的に、全員一斉に、水分・塩分を補給する時間を設けましょう。

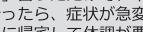
6 暑さに慣れていないときやWBGT値が高いときは、こまめに休憩を取ること

- (1) 暑さに慣れていないときやWBGT値が高いときであって、作業を中止できないときは、連続した作業時間を短縮するために、こまめに休憩を取りさせるようにしましょう。

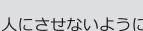


7 異変が生じたときは、個人任せや一人にしないで（特に7月）ためらわずに病院へ運ぶこと

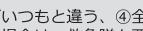
- (1) 热中症を疑わせる症状が見られた場合など異変が生じたら、①一旦作業を離れる、②涼しい場所で身体を冷やす③水分・塩分等を攝らせるなどの処置のほか、状態に応じて、④救急車の手配する、⑤病院へ運び、医師の診察を受けさせることで重症化を防止することができます。



- (2) 体調が悪い労働者に対して、「休憩を取るように」言っただけで、単独で休ませ、その後で、その労働者の様子を観に行ったら、症状が急変し手遅れになるケースや、自己の判断で作業終了後に帰宅して体調が悪化するケースもよく見られます。



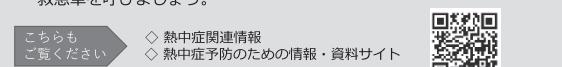
- (3) このため、個人の判断に任せることや、長時間一人にさせないようにしましょう。



- (4) ①意識がない、②呼びかけに応じない、③返事がいつもと違う、④全身に痛みがあるなどの熱中症が疑われる症状がある場合は、救急隊を要請しましょう。上記①から④に当てはまる症状がない場合であっても、水分を自力で摂取できない場合は、病院へ運びましょう。



- (5) 梅雨明け直後は要注意です。重点取組期間である7月は、少しでも異常を認めたときは、ためらわずにすぐに救急車を呼びましょう。



(3)

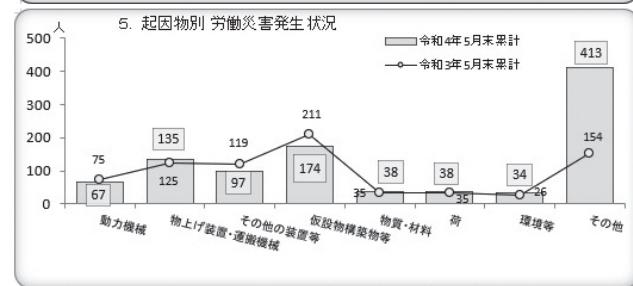
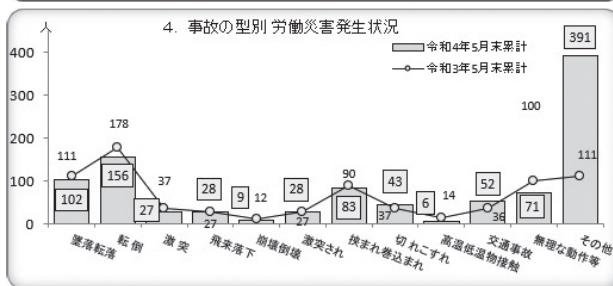
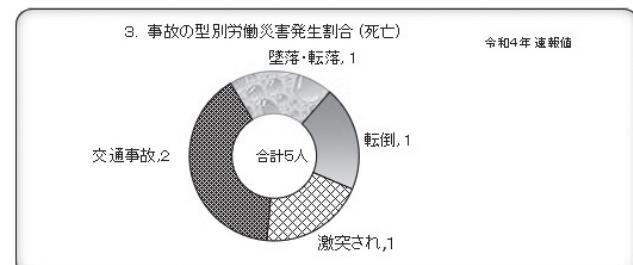
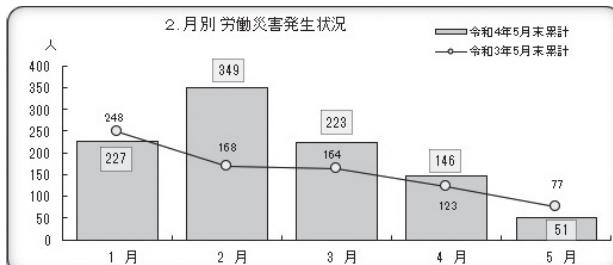
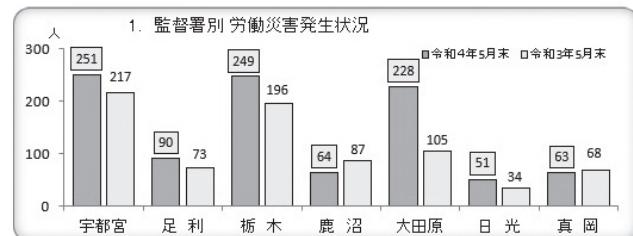
(4)

(5)

栃木労働局からのお知らせ③（健康安全課）
労働災害発生状況（令和4年）

（令和4年5月末現在）

区分	主要業種別 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷病報告書による統計で、死者数は内数である。）			
	令和3年 死傷者数 死者数	令和4年 死傷者数 死者数	増減数	増減率（%）
全産業	780 7	996 5	+ 216	+ 27.7
製造業	183	254 1	+ 71	+ 38.8
建設業	81 3	65 1	-16	-19.8
道路貨物運送業	96 3	90 2	-6	-6.3
陸上貨物取扱業	4	9	+ 5	+ 125.0
林業	387 1	556 1	+ 169	+ 43.7
第三次産業				



中災防からのお知らせ②

中災防の栃木 KYTトレーナー研修会〈基礎・2日間コース〉のご案内

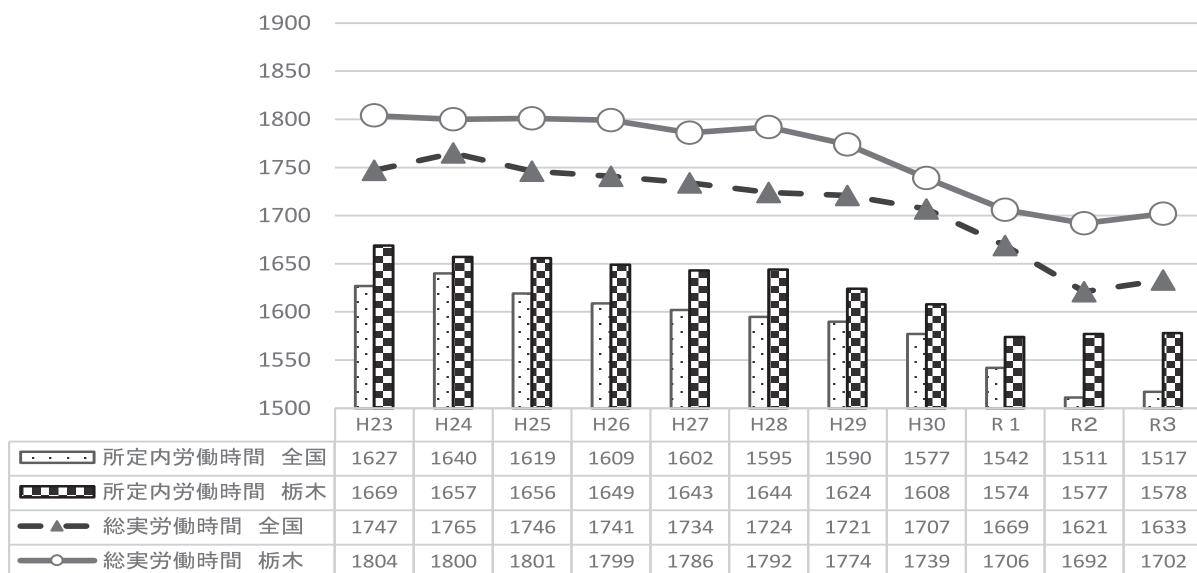
- 開催日 令和4年11月1日(火)～2日(水)、2日間（定員24名）
- 会場 栃木県建設産業会館 4階会議室（宇都宮市築瀬町1958-1）
- 申込方法 中災防・関東安全衛生サービスセンターのHPでファックス申込書をダウンロードして必要事項を記載し、中災防・関東安全衛生サービスセンターにFAX(03-5484-6704)で申し込む（オンライン申込も可能）。
- 申込先 中災防関東安全衛生サービスセンター
〒105-0014 東京都港区芝浦1-15-5 リオテック芝ビル5階
FAX 03-5484-6704 TEL 03-5484-6701
- 振込先 みずほ銀行横浜駅前支店 普通預金口座 1131002（2週間前迄に振込）
口座名 中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター
- 参加費 一般 38,500円（中小割引 26,950円）
賛助会員 34,650円（中小割引 24,255円）
- ※1 賛助会員 当連合会の会員である県内8労働基準協会に加入している事業場は、上記研修会参加費が賛助会員扱いとなります。
- ※2 中小割引 i 常時使用する労働者の数が300人未満の事業場であること、ii 労災保険の適用事業場であること、が要件です。今年度初めて割引サービスを利用する場合は、労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控え）の写し等を提出いただく必要があります。

令和3年の労働時間の現状がまとめました。

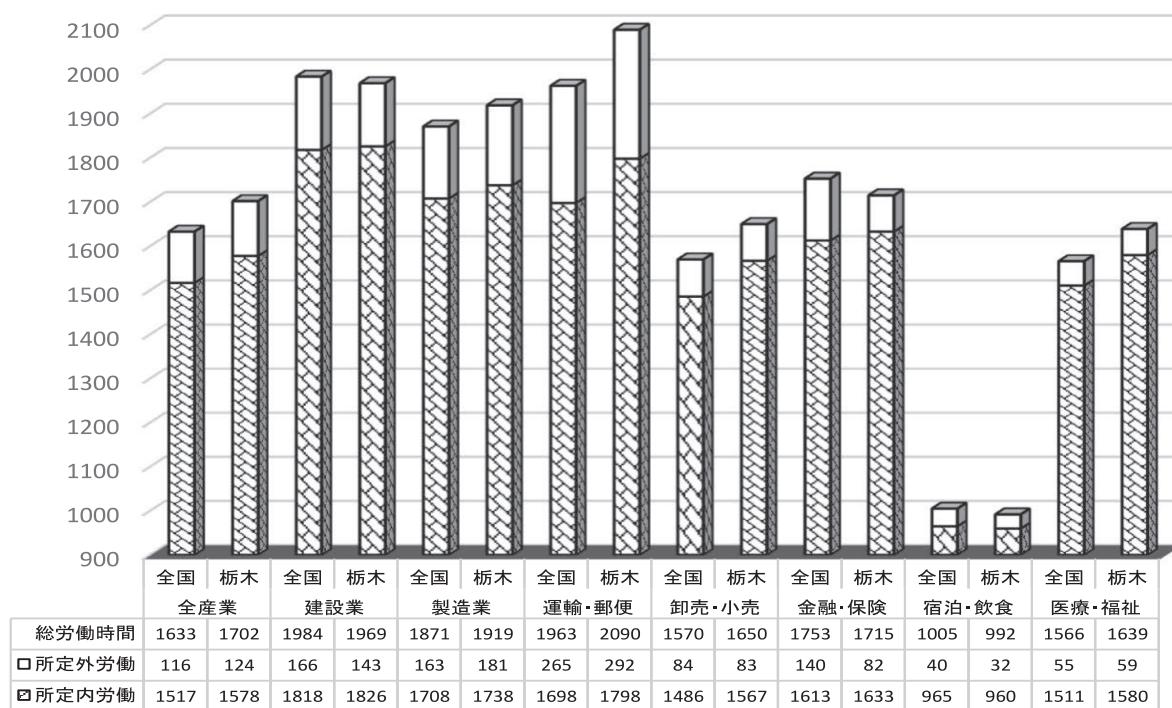
栃木県における労働者1人当たりの年間総実労働時間は、前年より10時間増加となり、全国平均に比べ2時間短くなりましたが、69時間長い状態にあります。

また、主要産業別の年間総実労働時間等では、運輸・郵便業が最も長く、次いで、建設業、製造業が県内の全産業平均より長い状態にあります。

労働者1人当たりの平均総労働時間及び所定労働時間の推移(抜粋)



令和3年 産業別1人当たり平均年間実労働時間数(全国・栃木県)



詳細は、栃木労働局のHPから確認できます。

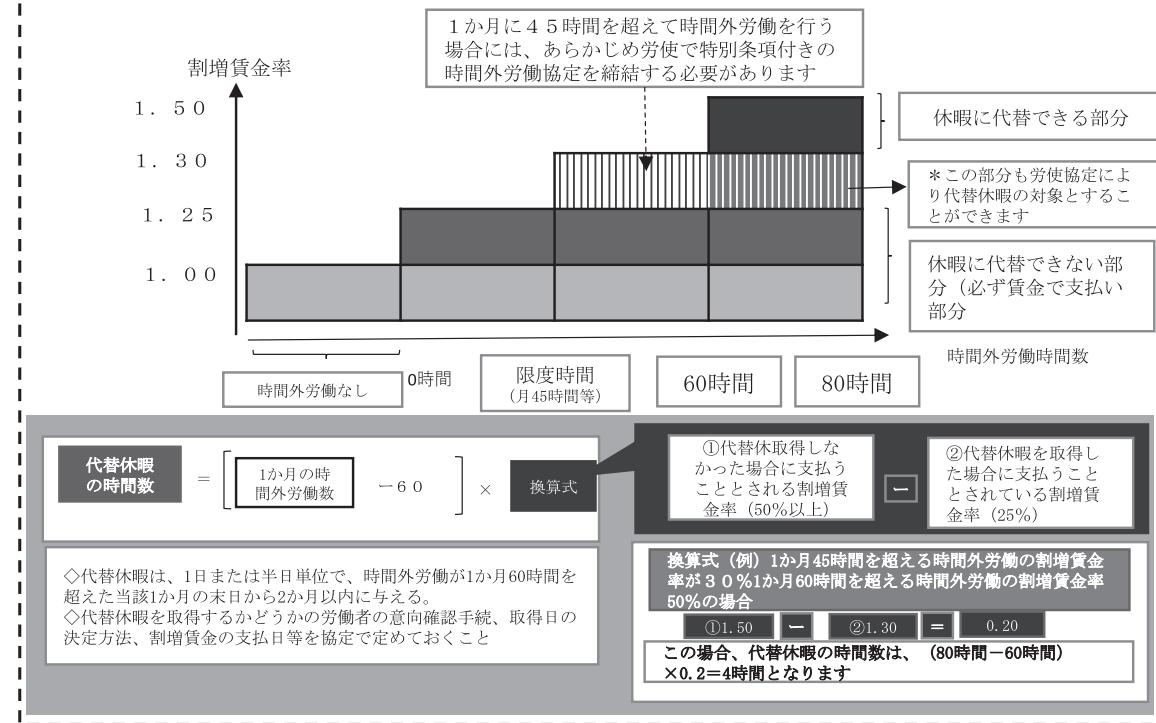
中小企業の事業主の皆さんへ
平成22年4月1日に施行され、中小事業主に適用が猶予されていました
「月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が
令和5年（2023）年4月1日から50%になります。」

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 (大企業は50%・中小企業は25%)			月60時間超の残業割増賃金率 (大企業、中小企業とも50%)		
	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)			1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

【代替休暇】について

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに労使協定(*)により、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて、代替(有給)の休暇を与えることができるとしたもの(別表の部分)。なお、労働者がこの代替(有給)の休暇を取得した場合でも、現行の25%の割増賃金の支払は必要です。

【別表】1か月80時間の時間外労働を行った場合の割増賃金率（例）



割増賃金の詳細については、監督課（028-634-9115）に相談してください

生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さんを支援する「働き方改革推進助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」の制度もあります。詳細は雇用環境・均等室（028-633-2795）に相談ください



労働保険の申請はカンタン・便利な 電子申請で！

自宅やオフィス、社労士事務所から、インターネットを経由して24時間いつでも申請や届出ができます

★ いつでもどこでも手続き可能！

労働局などの窓口に出向かず、待ち時間がなく、24時間365日、自宅やオフィスから申請や届出ができます。

★ 簡単・スピーディに申請！

申請書類への記入もデータでスピーディに処理でき、毎年提出する年度更新申告なら、前年度の情報を取り込めるので、変更や修正だけ。入力チェック機能等で記入漏れ等も防げます。

★ ムダな時間やコストも削減！

用紙の入手が不要。内容により複数の手続をまとめて申請でき、申請のための移動費・人件費などコストを削減できます。

労働保険電子申請体験コーナー を設置しましたのでご利用ください

★ 対象手続き

労働保険年度更新申告・労働保険概算保険料の申告（継続）・労働保険保険関係成立届（継続）等

★ 場所

宇都宮市明保野町1番4号

宇都宮第2地方合同庁舎3階 栃木労働局労働保険徴収室

★ お問合せ先

栃木労働局労働保険徴収室 028-634-9113

※電子申請利用促進相談員が対応いたします。事前にご予約をお願いいたします。

令和 4 年度衛生管理者免許試験の準備講習・模擬試験開催のお知らせ

栃木地区出張特別試験が、今年は 11 月 3 日（木）宇都宮大学峰キャンパスで実施する予定で準備が進められています。

昨年、栃木地区で出張特別試験が実施された際の衛生管理者免許試験の合格率は、

第一種衛生管理者 40.9%、第二種衛生管理者 45.4%

と第一種、第二種衛生管理者ともに、全国平均を下回る状況が続いています。原因としては、新傾向問題が増加するなど出題が難問化していることに加え、栃木地区会場受験者に準備不足で受験された方が多かったためと分析しています。

このため当連合会では、各科目について過去の試験の出題傾向を参考にしつつ、新傾向問題への対応も含めて合格率アップに重点をおいた受験準備講習会を下記の要領で開催することとしましたので、事業主の皆様には、受験希望者の受講についてご配慮下さいますようご案内致します。

記

1 準備講習及び模擬試験開催日

①第一種衛生管理者試験準備講習

7月19日（火）～21日（木）（3日間連続の講習）

申込受付 5月19日（木）～

8月17日（水）～19日（金）（3日間連続の講習）

申込受付 6月17日（金）～

②第二種衛生管理者試験準備講習

8月25日（木）～26日（金）（2日間連続の講習）

申込受付 6月24日（金）～

③第一種衛生管理者模擬試験

9月20日（火）午前・午後で2回の模試と解説を実施

申込受付 5月19日（木）～

2 会場

栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4 階

3 受講料（テキスト代・問題集代・消費税を含む）

①第一種衛生管理者試験準備講習 28,820 円

②第二種衛生管理者試験準備講習 20,240 円

③模擬試験 準備講習受講者 6,600 円

準備講習未受講者 7,700 円 + テキスト代（希望者）6,820 円

4 申込方法

電話で受講枠を確認し仮予約の上、当連合会のホームページから申込用紙をダウンロードし、FAX にてお申し込み下さい。URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

5 申込先

（一社）栃木県労働基準協会連合会（営業時間 平日 9:00～17:00）

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4 階

TEL : 028-678-2771 FAX : 028-678-2775 (Email : info@tochikiren.or.jp)

令和 4 年度業務改善助成金（通常コース・特例コース）についてのお知らせ

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを支援するものです。事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します【通常コース】



さらに、【特例コース】では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が 30%以上減少している中小企業事業者が、令和 3 年 7 月 16 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に、事業場内最低賃金を 30 円以上引き上げ、これから設備投資を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成します。

具体的な支給要件などの詳しい内容は、以下の QR コードまたは URL（ともに厚生労働省ホームページのもの）よりご確認ください。なお、特例コースの申請締切は令和 4 年 7 月 29 日、通常コースの申請締切は令和 5 年 1 月 31 日までとなります。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html]

業務改善助成金コールセンター (TEL) 0120-366-440

栃木働き方改革推進支援センター (TEL) 0800-800-8100



地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

① 7月11日(月) 有機溶剤作業主任者能力向上教育
護国会館

② 8月25日(木) ~ 26日(金)
安全管理者選任時研修
護国会館

③ 9月1日(木) ~ 2日(金)
第2回職長教育
護国会館

④ 9月13日(火) 宇都宮地区労働衛生大会
宇都宮市文化会館小ホール

⑤ 9月16日(金) ~ 17日(土)
プレス金型取替等特別教育
学科:(株)クボタ宇都宮工場、
実技:モリテックスチール(株)宇都宮工場

⑥ 9月30日(金) ~ 10月1日(土)
産業用ロボット特別教育
学科、実技共、(株)クボタ 宇都宮工場

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

① 7月9日(土) ~ 10日(日)、16日(土)
玉掛け技能講習会(第2回)
わたらせ技能講習センタ
② 7月28日(木) 労働衛生部会 足利市民プラザ
③ 7月29日(金) 足利地区THP推進協議会健康づくり講演会
足利市民プラザ
④ 8月上旬 総務部会 足利市民プラザ
⑤ 9月3日(土) ~ 4日(日)
5トン未満クレーン作業特別教育 オグラ金属(株)
⑥ 9月8日(木) 役員会・理事会 足利市民プラザ
⑦ 9月8日(木) 労働衛生研修会 足利市民プラザ
⑧ 9月15日(木) ~ 16日(金) 職長教育
足利市民プラザ

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

① 7月29日(金)
フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育
栃木商工会議所

② 8月25日(木) ~ 26日(金) 職長教育
栃木商工会議所

③ 9月2日(金) 衛生管理研修会
栃木市栃木文化会館

④ 9月8日(木) ~ 9日(金)
産業用ロボット特別教育
栃木商工会議所

⑤ 4月~(通年)
2022年度栃木労基署管内新『安全宣言』運動!実施中

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

① 7月6日(水)、7日(木)
特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者講習
(主催:(株)人財学園) 佐野市勤労者会館

② 7月12日(火) リスクアセスメント構築講座
佐野市勤労者会館

③ 7月27日(水) フルハーネス型作業特別教育
佐野市勤労者会館

④ 8月24日(水) 研削といし取替等特別教育
佐野市勤労者会館

⑤ 9月2日(金)
佐野地区産業安全衛生大会合同役員会
佐野市勤労者会館

⑥ 9月7日(水) 全国労働衛生週間準備説明会
佐野市勤労者会館

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

① 7月5日(火)
Under100推進プロジェクト緊急会議
鹿沼商工会議所 アザレアホール

② 7月28日(木)
鹿沼地区産業安全衛生大会議会実行委員会
会場未定

③ 8月10日(水) フルハーネス特別教育
ボイラ・クレーン安全協会

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

① 7月7日(木) ~ 8日(金)
安全管理者選任時研修
県北体育館研修室

② 7月13日(水) 事業場バトロール 金子メテックス(株)

③ 7月28日(木) 第1回職長の能力向上教育(製造業)
県北体育館研修室

④ 8月3日(水) ~ 4日(木)
はい作業主任者技能講習(林災防主催) 県北体育館研修室

⑤ 8月18日(木) 労働衛生部会
TOKOTOKOおおたわら

⑥ 8月24日(水) ~ 25日(木) 第2回職長教育
県北体育館研修室

⑦ 9月6日(火) 理事会 TOKOTOKOおおたわら

⑧ 9月8日(木) 全国労働衛生週間説明会
那須野が原ハイモニーホール

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

① 7月12日(火) 第2種酸素欠乏危険作業に係る特別教育
日光市大沢公民館会議室

② 7月27日(水) ~ 28日(木)
安全管理者選任時研修
日光市日光公民館多目的室

③ 7月28日(木) ~ 29日(金)
木材加工用機械作業主任者技能講習(林災防主催)
鹿沼市

④ 8月3日(水) ~ 4日(木)
はい作業主任者技能講習(林災防主催) 大田原市

⑤ 8月5日(金) フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
日光市大沢公民館会議室

⑥ 8月25日(木) ~ 26日(金) 職長教育
日光商工会議所今市事務所会議室

⑦ 9月2日(金)
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育(林災防主催)
日光商工会議所今市事務所会議室

⑧ 9月14日(水) 粉じん作業特別教育
日光商工会議所日光事務所会議室

⑨ 9月27日(火) ~ 29日(木)
伐木等の業務特別教育(林災防主催) 宇都宮市

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

① 7月5日(火) 労働災害防止団体等連絡会議(労基署主催)
真岡労働基準監督署

② 7月11日(月) 熱中症予防対策セミナー
真岡市青年女性会館

③ 7月14日(木) リスクアセスメント研修
真岡市公民館

④ 8月9日(火) 自由研削といし取替え等特別教育(実技を含む)
真岡市青年女性会館

⑤ 8月30日(火) 職長能力向上教育(製造業)
真岡市公民館

⑥ 9月6日(火)
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育
真岡市公民館

⑦ 9月16日(金) 全国労働衛生週間説明会
真岡市青年女性会館

⑧ 9月21日(水) ~ 22日(木) 職長教育
真岡市公民館

2022年度各種技能講習等実施計画表

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切
7	4(月)～5(火) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	5/6(金)	6/20(月)
	11(月)～12(火) 有機溶剤作業主任者技能講習④	〃	5/11(水)	6/27(月)
	13(水)～14(木) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(臨時)	〃	5/17(火)	6/29(水)
	19(火)～21(木) 第一種衛生管理者試験準備講習①	〃	5/19(木)	7/12(火)
	26(火)～27(水) 安全衛生推進者等養成講習②(市町職員①)	栃木県自治会館	5/26(木)	7/12(火)
	28(木)～29(金) 乾燥設備作業主任者技能講習①	建設産業会館	5/27(金)	7/14(木)
8	1(月)～3(水) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習③	〃	6/1(水)	7/19(火)
	4(木)～5(金) 安全衛生推進者等養成講習③(市町職員②)	栃木県自治会館	6/3(金)	7/21(木)
	8(月)～9(火) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑥	建設産業会館	6/8(水)	7/25(月)
	17(水)～19(金) 第一種衛生管理者試験準備講習②	〃	6/17(金)	8/8(月)
	23(火)～24(水) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(臨時)	〃	6/27(月)	8/8(月)
	25(木)～26(金) 第二種衛生管理者試験準備講習	〃	6/24(金)	8/17(水)
9	29(月)～30(火) 有機溶剤作業主任者技能講習⑤	〃	6/29(水)	8/17(水)
	1(木)～2(金) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦	〃	7/1(金)	8/18(木)
	5(月)～7(水) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習④	〃	7/6(水)	8/22(月)
	20(火) 第一種衛生管理者・模擬試験	〃	5/19(木)	9/13(火)
	21(水)～22(木) 安全衛生推進者講習④(一般②)	〃	7/21(木)	9/7(水)
10	26(月)～27(火) 有機溶剤作業主任者技能講習⑥	〃	7/25(月)	9/12(月)
	6(木)～7(金) 乾燥設備作業主任者技能講習②	〃	8/5(金)	9/22(木)
	11(火)～12(水) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑧	〃	8/10(水)	9/27(火)
	13(木)～14(金) 安全管理者選任時研修②	護国会館	8/10(水)	9/29(木)
	24(月)～26(水) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	8/24(水)	10/11(火)
	27(木)～28(金) 有機溶剤作業主任者技能講習⑦	〃	8/26(金)	10/13(木)

受講申込案内

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。(※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。)

URL [<http://www.tochikiren.or.jp>]

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日 9:00～17:00 土日祝は休業)
〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp



(QRコード)

全国労働基準関係団体連合会からのお知らせ②

【令和4年度 個別労働紛争解決研修】『基礎研修』開催のご案内 (厚労省委託事業)

令和4年度個別労働紛争解決研修・基礎研修を開催します。本研修は、企業内で発生する個別労働紛争を円滑、かつ早期に解決できる人材を育成することを目的として実施します。昨年は全てオンライン(ライブ配信とオンデマンド配信の組み合わせ)で実施しましたが、4年度は一部会場での研修も開催します。是非ともご参加ください。

受講方法: 研修日(ライブ配信または会場)は1日ですが、研修日前1か月間は事前学習期間としてオンデマンド配信により労働法の講義等を受講していただきます。

■事前学習期間
(研修日の1カ月前～研修日前日)
労働法及び事例的研修①をオンデマンド配信にてご受講。



■研修日当日(ライブ配信または会場) 9:30～18:00
「労働法(総括)」及び「事例的研修②～④」をご受講。
受講回により、ライブ配信または会場でのご受講。

※基礎研修は13回開催します。うち9回は研修日ライブ配信による受講、4回は会場(東京3回、大阪1回)での受講となります。ご希望の回をお申込みください。【各回定員60名、受講料 27,500円(税込)】
※基礎研修修了者が、労働紛争に対処する能力のスキルアップを図ることを目的とした「応用研修」は、9月から令和5年2月まで10回開催します。(研修の詳細は、全基連のホームページをご覧ください。)

お問合せ・お申し込み先 公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(略称 全基連) 研修事業本部
TEL: 03-3518-9103 E-mail: kensyu@zenkiren.com ホームページ <http://www.zenkiren.com>